

「笠間市都市下水路管理条例」の改正に伴う基準（案）

参酌，従うべき，標準，その他の基準	笠間市の対応	制定（改正） 案の条文
下水道法施行令	笠間市都市下水路管理条例	
<p>（都市下水路の維持管理の基準）</p> <p>第十八条 法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の維持管理の基準は，次のとおりとする。</p> <p>一 しゅんせつは，一年に一回以上行うこと。ただし，下水の排除に支障がない部分については，この限りでない。</p> <p>二 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは，洗浄は，一月に一回以上行うこと。</p>	<p>（都市下水路の維持管理の基準）</p> <p>国の基準のとおりとする。 （ただし，洗浄ゲートに関することは該当がないため除外する。）</p>	第15条